

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和2年6月2日（火）発表

名称等	不安を抱える産婦さんへの支援が手厚くなりました！ ～産婦健康診査の結果と産後ケア事業の連携について～
担当	市民福祉部 健康づくり課 直通 055-951-3687 内線 5353

1 内容

令和2年度から、産婦健康診査等で医師等が「支援が必要」と判断した産婦のうち、希望者に、育児支援（訪問型）の初回利用者負担金免除を開始します。

2 目的・理由

誰でも産後は心身ともに不安定になりやすく、特に、産婦健康診査等で医師等が「支援が必要」と判断した産婦は産後うつリスクが高いため、より手厚く支援をしていく必要があるため。

3 経緯・経過

国は平成30年度から産後うつ予防への取り組みとして産婦健康診査（2週間健診・1か月健診）を導入。健診を受け、早期に支援が必要な産婦に対し、本市では産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・育児支援）を実施しています。医療機関から支援が必要な産婦に関し、本人の同意を得て保健センターに連絡票等で情報が入るため、その仕組みを利用し、より支援が必要な産婦に対しタイムリーなサービス提供を行えるようにしました。

4 影響・効果

育児支援（訪問型）は、助産師が自宅を訪問し沐浴介助・授乳指導・不安の聞き取りなどを1回2時間以内で実施。その間、産婦は休養をとったり、助産師とともに育児手技の確認をしたりすることができます。自宅でサービスを受けられることは、体調回復が万全でなく、新生児を連れての外出が大変な時期の産婦にはとても効果的な支援となります。

また、初回のみ無料ですが、生後3か月未満までであれば、合計8回まで利用できるため、初回利用をきっかけとして継続利用につなげやすくなります。

※2回目以降の利用者負担金 市民税課税世帯 1回 1,018円（税込）

市民税非課税世帯・生活保護世帯 1回 509円（税込）

5 その他

産婦健康診査と紐づけた産後ケア（育児支援）の初回利用者負担金免除は、県内では先進的な取り組みです。

産後ケア事業は、市内に住む産婦であれば誰でも利用できます。新型コロナウイルス感染症の影響で遠方の支援者が来られないなど、最近では支援者不在の産婦が見受けられるため、本事業の報道方、よろしくお願ひします。